

吉田町認定地域クラブ

かつ

よし活クラブ

運営マニュアル



吉田町教育委員会

令和8年8月

目 次

	ページ
1 よし活クラブ設立の趣旨	1
2 よし活クラブ 開設までの経緯	2
3 クラブのコンセプト	5
4 運営方針	
(1) 事務局	6
(2) 地域クラブの実施主体	6
(3) 参加対象者	6
(4) 種目等	6
(5) 加入について	6
(6) 活動日・時間	7
(7) 指導者	7
(8) 活動費	7
(9) 保険加入	8
(10) 活動場所	8
(11) 平日の部活動と休日のクラブとの連携	8
(12) トラブル対応	8
(13) 連絡体制	9
(14) 個人情報の取扱い	9

参考資料

1 吉田町地域クラブ活動の認定に関する要綱	10
2 吉田町地域クラブ活動事業費補助金交付要綱	29
3 要保護準要保護就学援助費事務処理要領	40
4 吉田町部活動ガイドライン	61

よし活クラブ設立の趣旨

学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、部活動顧問の指導の下で学校教育の一環として行われ、教師の献身的な支えにより成り立ってきました。

しかし、少子化が進展し、部活動加入率も低下していく中、部活動をこれまで通りの体制で運営していくことが困難な状況となっており、加えて、専門性や意思に関わらず教師が顧問を務める指導体制を継続することは、学校の働き方改革の観点からも一層厳しくなっています。

こうした状況を踏まえ、スポーツ庁・文化庁は、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付け、まずは休日の活動から段階的に地域連携・地域移行を進めることを示しました。

また、令和7年5月には「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の最終とりまとめとして、地域に存在する人的・物的資源を活用しながら、地域全体で支えるという意図を込めて「地域移行」から「地域展開」に名称変更することや、改革実行期間（前期：令和8～10年度、後期：令和11～13年度）を設定し、前期の間に確実に休日の地域展開に着手して、地域クラブ活動の実施を進めることが必要であることが示されました。

令和7年12月には、文部科学省が「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を公表し、改革実行期間における部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して基本的な考え方や具体的な取組方針等が示されました。

このような国の動きを受け、本町では、令和5年4月に「吉田町部活動の在り方協議会」を設置して、保護者や町内各団体、中学校等の代表者と協議を重ね、子供たちの活動の場を確保することを前提に地域展開を進めていく方向性について検討してきました。

こうした経緯の中で、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という考えの下、地域の方が指導者となる吉田町地域クラブを開設することにより、生徒たちがスポーツ・文化芸術活動に継続的に親しむとともに、教師の働き方改革につながる環境整備をしていくことを目指し、児童生徒、保護者、教

職員らのアンケートにより命名した「よし活クラブ」を設立することとしました。

本マニュアルは、よし活クラブを円滑に運営するために策定するものです。

なお、本マニュアルは、今後の国・県の動向や本町における部活動の地域展開の状況を踏まえ、適宜、見直しをするものとします。

よし活クラブ 開設までの経緯

令和4年12月

スポーツ庁及び文化庁が「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を公表し、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付ける。

令和5年4月1日

吉田町教育委員会が、「吉田町部活動の在り方協議会」を設置し、事務局を吉田町教育委員会学校教育課に置く。

令和5年6月2日

令和5年度第1回吉田町部活動の在り方協議会を開催。

令和5年10月10日

令和5年度第2回吉田町部活動の在り方協議会を開催。

令和6年3月8日

令和5年度第3回吉田町部活動の在り方協議会において、吉田中学校部活動の地域移行は休日先行で進め、目標年度は令和8年度とすることで決定。

令和6年8月5日

吉田町教育委員会学校教育課が、令和6年度第1回協議会において「吉田町地域クラブ(案)」を提案し協議した結果、吉田中学校部活動の地域移行の進め方としては、令和8年度の吉田中学校3年生が部活動引退後、休日先行で地域クラブを創設し運営していくことを決定。

令和6年11月1日

吉田町教育委員会学校教育課が、令和6年度第1回協議会で出された意見を踏まえ、第2回協議会において吉田町地域クラブの修正案を提案し協議した結

果、「地域クラブへの移行の基本的な考え方」及び「クラブの名称」について、町内小中学校児童生徒、保護者及び教職員を対象者としてアンケートをとり、その結果を踏まえて協議会において決定する等、具体的な内容の一部を決定。

令和6年11月22日

吉田町教育委員会学校教育課が、吉田中学校新入生保護者説明会において令和7年度に吉田中学校に入学する児童及びその保護者に対し、吉田中学校部活動の地域移行の進め方として地域クラブを創設し運営していくことを説明。

令和7年3月10日

吉田町教育委員会学校教育課が、令和6年度第3回協議会において、クラブの名称について、町内小中学校児童生徒、保護者及び教職員を対象者としたアンケート結果資料を提出して協議した結果、「よし活クラブ」と決定。

令和7年4月

吉田町教育委員会学校教育課が、町内小中学校に「よし活クラブ指導者希望調査」を実施。

令和7年5月

吉田町教育委員会学校教育課が、広報よしだ及び吉田町公式ラインにより、よし活クラブ開設準備中であることを発信。

令和7年6月

吉田町教育委員会学校教育課が、吉田町文化協会に「よし活クラブ指導者希望調査」を実施。

令和7年7月

吉田町教育委員会学校教育課が、吉田町体育協会に「よし活クラブ指導者希望調査」を実施。

令和7年7月29日

令和7年度第1回吉田町部活動の在り方協議会を開催。

令和7年8月

吉田町教育委員会学校教育課が、吉田中学校職員研修で部活動地域展開の説明。

令和7年9月

吉田町教育委員会学校教育課が、吉田町スポーツ少年団に「よし活クラブ指導者希望調査」を実施。

令和7年10月30日

令和7年度第2回吉田町部活動の在り方協議会を開催。

令和7年11月14日

吉田町教育委員会学校教育課が、吉田中学校新入生保護者説明会において令和8年度に吉田中学校に入学する児童及びその保護者に対し、吉田中学校部活動の地域展開の進め方として地域クラブを創設し運営していくことを説明。

令和7年12月

吉田町教育委員会学校教育課が、吉田中学校へのよし活クラブ指導希望教員、教員が推薦する方に関するヒアリングを実施。

文部科学省が「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を公表し、改革実行期間（前期：令和8～10年度、後期：令和11～13年度）における部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して基本的な考え方や具体的な取組方針等が示す。

令和8年1月

吉田町教育委員会学校教育課が、吉田町文化協会等の指導希望者へのヒアリングを実施。

令和8年2月17日

令和7年度第3回吉田町部活動の在り方協議会において、吉田町認定地域クラブ運営マニュアルを作成。

令和8年4月

吉田町教育委員会学校教育課が、吉田中学校職員・吉田中学校生徒・保護者に部活動地域展開の説明。

令和8年5月12日

令和8年度第1回吉田町部活動の在り方協議会を開催。

令和8年5月

吉田中学校校長が、職員に対し「よし活クラブ指導者希望調査」のためヒアリングを実施。

クラブのコンセプト

吉中生の「やってみたい・楽しみたい」に応える 持続可能なクラブ活動

(1) 生徒の主体的活動

生徒が新しいことに挑戦したり、自らの特技を生かしたり、将来の夢や目標を目指したりするために、主体的に取り組む活動とする。

(2) 楽しむ活動

競技力や技能の向上、心身の健康づくりなど、個々の興味・関心に応じて楽しく取り組むことができる活動とする。

(3) 持続可能な活動

町内1中学校というコンパクトさを生かし、地域で支える持続可能な活動とする。

運営方針

(1) 事務局

吉田町教育委員会に事務局を置く。

(2) 地域クラブの実施主体

「吉田町認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」に基づき、吉田町が認定した団体を「よし活クラブ」（吉田町認定地域クラブ）とし、活動の実施主体とする。

※参考資料1 参照

(3) 参加対象者

吉田町立吉田中学校の生徒とする。

(4) 種目等（吉田町認定予定地域クラブ）

- | | | |
|----------|-----------|----------|
| ①野球 | ⑧男子ソフトテニス | ⑮吹奏楽 |
| ②ソフト | ⑨女子ソフトテニス | ⑯美術 |
| ③サッカー | ⑩男子卓球 | ⑰弓道 |
| ④男子バレー | ⑪女子卓球 | ⑱総合型スポーツ |
| ⑤女子バレー | ⑫柔道 | |
| ⑥男子バスケット | ⑬剣道 | |
| ⑦女子バスケット | ⑭陸上競技 | |

(5) 加入について

- ① 希望者による自由加入制とする。
- ② 平日の部活動が存在する間は、加入希望者のうち、中体連・中文連（以下、「中体連等」という。）の大会・コンクール（以下、「大会等」という。）への参加を希望する生徒は、平日の部活動と同じ種目等を選択することを基本とする。

※ 複数の種目等の大会等への参加を希望する場合、参加規定が種目等や年度ごとに異なる可能性があるため、必ずしも希望に添えないことを承知の上、種目等を決定すること。

(6) 活動日・時間

① 活動日

- ア 平日は、3日以内とし、少なくとも2日は休養日とする。
- イ 週休日は、少なくとも1日以上は休養日とする。
- ウ 週休日等に大会参加等で休養日を設けることができなかった場合は、他の日に振り替えることとする。
- エ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。

② 活動時間

- ア 1日の活動時間は、平日は2時間程度(以内)、週休日・休日は3時間程度(以内)とする。
- イ 大会期や長期休業中など、まとまった練習等の時間が必要となる場合には、超過した日数や時間について他の日に振り替える。

(7) 指導者

① 指導者は次に掲げる条件を満たしていること。

- ア 生徒の人格形成・人間力の向上を第一に考えることができる。
- イ 中体連等の大会等参加希望者へ過度な勝利至上主義の指導をしない。
- ウ 中学校の部活動顧問の方針・考えとの連携を図ることができる。
- エ 指導者として継続して従事できる。
- オ 教育委員会等が開催するコンプライアンス研修を受ける。

(8) 活動費

- ① 「吉田町認定地域クラブ活動事業費補助金交付要綱」を基に、町からの補助金を活用することができる。

※参考資料2参照

- ② 必要に応じ、クラブ加入者から1人当たり月額3,000円程度以内の会費を徴収し、以下の費用等に充てることができる。

ア 備品・消耗品購入費、送迎交通費、審判員費などの活動費

イ 指導者報酬

- ③ 協会等登録料・大会参加料等の支払いやユニフォーム等の購入など、会費だけでは賄えない場合は、保護者に説明の上、別途集金することができる。

- ④ その他、緊急的に集金が必要になった場合は、保護者に説明の上、別途集金することができる。

- ⑤ 経済的理由で会費と保険料の支払いが困難な生徒への対応として、要保護準要保護就学援助費を活用することができる。

※参考資料3参照

- ⑥ 各クラブにおいて会計担当者を決定、領収書の管理、口座管理等、活動費の適正な管理に努める。

(9) 保険加入

- ① 指導者・参加者ともに、各クラブにおいて保険に必ず加入する。
- ② 加入費用については、各クラブの会費又は別途集金により支払う。

(10) 活動場所

- ① 活動は、原則、吉田中学校の施設を使用する。
- ② 吉田中学校以外の施設（吉田町総合体育館、小学校体育館、中央公民館等）を使用する場合は、事務局と調整する。
- ③ 活動場所の開錠・施錠については、事務局の指示に従う。

- ④ クラブの瑕疵により施設、備品等を破損させた場合、修繕料等はクラブで負担することとする。

(11) 平日の部活動と休日のクラブとの連携

顧問教員とクラブ指導者が指導方針などを共有し、指導方針の違いにより参加者が混乱することがないように努める。

(12) トラブル対応

生徒間や他校とのトラブルが発生した場合は、クラブにおいて解決することを原則とするが、必要に応じて学校と連携して対応する。

(13) 連絡体制

- ① 指導者と保護者はグーグルチャットの「スペース」によるグループ連絡網を作成するなど、活動に関する連絡を指導者からの一斉送信により行うこととする。
- ② 保護者からの欠席連絡についても、グーグルチャットの「スペース」によるグループ連絡網等によって行い、クラブの活動に関する事以外個人のやりとりはしない。

(14) 個人情報の取り扱い

クラブ運営の中で知り得た個人情報は厳重に管理し、本人の同意なく第三者に漏えいしてはならない。また、利用目的が終了し破棄する場合は、情報が外部に漏れないよう適切に処理する。

参考資料 1

吉田町認定地域クラブ活動の認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(令和7年12月文部科学省)の「地域クラブ活動に関する認定制度」(以下「認定制度」という。)に基づき、吉田町教育委員会(以下「教育委員会」という。)として地域クラブ活動の認定を行うに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(認定要件)

第2条 地域クラブ活動の認定を受けるに当たり満たすべき要件(以下「認定要件」という。)は、次の各号のとおりとする。

- (1) 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。
- (2) 適切な活動時間や休養日が設定されていること。
- (3) 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。
- (4) 適切な指導の実施体制が確保されていること。
- (5) 適切な安全確保の体制が確保されていること。
- (6) 適切な運営体制が確保されていること。
- (7) 学校等との連携が適切に行われていること。

2 前項各号に掲げる認定要件を満たしているか否かについては、吉田町が認定制度の別紙1「地域クラブ活動に関する認定制度における「2. 認定要件」の具体的な確認事項」に基づき判断する。

(認定申請)

第3条 地域クラブ活動の認定を受けようとする団体は、吉田町認定地域クラブ活動誓約書兼(更新)申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付し、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 吉田町認定地域クラブ活動認定要件確認書(様式第2号)
- (2) 運営組織表(様式第3号)
- (3) 参加者名簿(様式第4号)
- (4) 規則又は会則等
- (5) その他教育委員会が必要と認める書類

(認定手続)

第4条 教育委員会は、前条の規定による申請があった場合には、必要に応じ
てヒアリングや現地確認等を行いつつ申請内容を審査し、第2条の認定要件
を満たすと認めるときは、認定を行うものとする。

2 前項の規定により認定を受けた地域クラブ活動は「吉田町認定地域クラブ」
と称する。

3 教育委員会は、第1項の規定による認定をしたときは、吉田町認定地域ク
ラブ活動認定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

4 教育委員会は、第1項の規定による認定をしないこととしたときは、吉田
町認定地域クラブ活動不認定通知書(様式第6号)により申請者に通知する
ものとする。

(月次報告)

第5条 吉田町認定地域クラブは、毎月の活動の実施状況について、翌月10
日までに活動報告書(様式第7号)により教育委員会に提出しなければならない。

2 吉田町認定地域クラブは、参加者に変更が生じた場合は、翌月10日まで
に参加者名簿(様式第4号)により教育委員会に提出しなければならない。

(認定の有効期間及び更新)

第6条 吉田町認定地域クラブの認定の有効期間は、認定の効力の発生日の属
する年度の年度末までとする。

2 吉田町認定地域クラブは、認定の更新を受けようとする場合は、有効期間
満了の日の2か月前から有効期間満了10日前までの間に、吉田町認定地域
クラブ活動誓約書兼(更新)申請書(様式第1号)及び吉田町認定地域クラ
ブ活動認定要件確認書(様式第2号)を教育委員会に提出しなければならない。
い。

(変更承認申請)

第7条 吉田町認定地域クラブは、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生
じたときは、速やかに吉田町認定地域クラブ活動変更承認申請書(様式第8
号)により教育委員会に申請し承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があった場合には、内容を審査し、
適当と認めたときは変更承認通知書(様式第9号)により吉田町認定地域クラ
ブに通知するものとする。

3 教育委員会は、前項の規定による承認をしないこととしたときは、変更不
承認通知書(様式第10号)により吉田町認定地域クラブに通知するものと
する。

(休止の届出)

第8条 吉田町認定地域クラブは、活動を休止する場合には、速やかに吉田町認定地域クラブ活動休止の届出書（様式第11号）により教育委員会に届け出なければならない。

(認定取消しの申出)

第9条 吉田町認定地域クラブは、地域クラブ活動を廃止する場合には、速やかに吉田町認定地域クラブ活動認定取消しの申出書（様式第12号）により教育委員会に申し出なければならない。

(認定の取消し)

第10条 教育委員会は、吉田町認定地域クラブが次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すものとする。

- (1) 不正な手段等により認定を受けたとき。
- (2) 指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき。
- (3) 吉田町認定地域クラブから前条の規定により認定取消しの申出があったとき。

2 教育委員会は、第1項の規定により認定を取り消したときは、吉田町認定地域クラブ活動認定取消通知書（様式第13号）により、吉田町認定地域クラブに通知するものとする。

(吉田町認定地域クラブに対する指導助言等)

第11条 教育委員会は、定期的な報告、ヒアリング、現地確認等により、吉田町認定地域クラブ活動の取組状況等を把握し、必要な指導助言等を行うものとする。

(吉田町認定地域クラブに対する支援)

第12条 教育委員会は、吉田町認定地域クラブについて次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 生徒・保護者等に対する情報提供
- (2) 吉田町認定地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用等）

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年8月1日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条、第 6 条関係）

年 月 日

吉田町教育委員会 様

団体名
代表者氏名

吉田町認定地域クラブ活動誓約書兼（更新）申請書

吉田町認定地域クラブ活動事業の実施にあたり、次の事項を誓約の上、申請します。

（誓約事項）

- 1 吉田町認定地域クラブ活動の認定要件を遵守し、本申請書及び添付書類に記載した内容に沿って活動を行います。
- 2 申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じた場合は速やかに届け出ます。
- 3 吉田町教育委員会からの指導助言があった場合は、真摯に対応します。

記

1	地域クラブ活動団体の名称	吉田中（ ）クラブ
2	代表者氏名	
3	住所又は所在地、連絡先	〒 TEL : E-mail :
4	種目等	
5	主な活動内容	【日時】 (土) : ~ : () (日) : ~ : () 【主な出場予定大会】

吉田町認定地域クラブ活動認定要件確認書

※ 本確認書の内容を審査するため、必要に応じてヒアリングや現地確認、根拠資料の提出等が求められることがあります。

① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること

- ☐ 生徒の自主的・主体的な参加による活動^{※1}であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること

- ☐ 吉田中学校に在籍する生徒を対象とした活動であること

- ☐ 選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること^{※2}

※1 生徒へのアンケート調査や生徒によるワークショップ、生徒による活動目標・活動計画の話し合いなど生徒のニーズや意見等が反映される仕組みを設けるとともに、生徒のニーズに応じた多種多様なプログラムを提供することが期待される。

※2 部活動の地域展開は、障害のある生徒や運動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することを理念としており、そのことを十分に踏まえて対応すること

② 適切な活動時間や休養日が設定されていること

- ☐ 生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週2日以上休養日を設定し、活動時間は、平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること

③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

- ☐ 国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

④ 適切な指導の実施体制が確保されていること

- ☐ 地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）が、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わない

とともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること

- ☐ 吉田町教育委員会が定める研修を受講し、吉田町教育委員会に登録された指導人材が活動に携わること

⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること

- ☐ 生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息时间、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること
- ☐ 吉田町教育委員会、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化していること
- ☐ 保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと
- ☐ 参加者及び指導人材が、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入していること

⑥ 適切な運営体制が確保されていること

- ☐ 次の内容を含む規約等※¹を作成していること。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること※²
 - ・ 団体の目的
 - ・ 役員（代表、会計、監事※³）の選任・解任に関すること
 - ・ 総会の運営など団体の意思決定に関すること
 - ・ 会員の入退会、参加費等に関すること
 - ・ 予算・決算の審議・承認に関すること
 - ☐ 役員の役割としては、下記の内容を基本とし適切な運営が行われていること
 - ・ 代表：クラブを代表し、会務を統括すること
 - ・ 会計：本クラブの会計事務を行うこと
 - ・ 監事：本クラブの会計及び業務執行の状況を監査すること
 - ☐ 営利を主たる目的とせずに運営すること
 - ☐ 大会・コンクールに参加する場合にはその運営に積極的に協力すること
- ※¹ 運営団体・実施主体を全体として評価し、実質的に適切な運営体制が確保されていれば差し支えない。
- ※² 日本スポーツ協会の総合型地域スポーツクラブ登録制度の登録クラブの場合には、確認事項の一部を満たしていると判断する。
- ※³ 団体の持続的・安定的な運営を確保するとともに、適切なガバナンスを確保する観点から、原則として、代表、会計及び監事は、互いに兼ねることはできない。地域の実情等により役員を確保することが困難な場合等の例外的な場合にも、監事は、代表、会計を兼ねることはできない。

⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

- ☐ 地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等※¹を生徒の在籍する中学校と共有すること
 - ☐ 生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること※²
 - ☐ 吉田町教育委員会が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと
 - ☐ 活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教職員による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、吉田町教育委員会や学校との必要な連絡調整を行うこと
- ※1 平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動が併存している場合などには、平日と休日の活動の一貫指導の観点も含む。
- ※2 地域クラブ活動への入会時に、生徒の在籍する中学校と必要な情報を共有することについて、生徒の保護者の同意を得ておくこと。

上記、要件を確認しました。

年 月 日

吉田町教育委員会 様

団体名
代表者氏名

様式第3号（第3条関係）

年 月 日

運営組織表

年度 団体名（ ）

指導者1 【代表者】	(フリガナ) 氏 名	
	住 所	
	電 話 番 号	
	職業・役職等	
指導者2	(フリガナ) 氏 名	
	住 所	
	電 話 番 号	
	職業・役職等	
指導者3	(フリガナ) 氏 名	
	住 所	
	電 話 番 号	
	職業・役職等	
指導者4	(フリガナ) 氏 名	
	住 所	
	電 話 番 号	
	職業・役職等	
代 表 者 ※指導者と 異なる場合 のみ記入	(フリガナ) 氏 名	
	住 所	
	電 話 番 号	
	職業・役職等	
会 計	(フリガナ) 氏 名	
	住 所	
	電 話 番 号	
	職業・役職等	
監 事	(フリガナ) 氏 名	
	住 所	
	電 話 番 号	
	職業・役職等	

様式第4号（第3条、第5条関係）

年 月 日

参加者名簿

年度 団体名（ ）

加入者数	学 生	男 子	女 子	合 計
	1年生	人	人	人
	2年生	人	人	人
	3年生	人	人	人
	合 計	人	人	人

番号	(フリガナ) 氏 名	学 年	性 別	保護者名	住所	電話
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

番号	(フリガナ) 氏 名	学 年	性 別	保護者名	住所	電話
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44						
45						
46						
47						
48						
49						
50						

※本様式には個人情報が含まれるため紛失や漏えいのないよう取扱いに留意する。

様式第5号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

吉田町教育委員会

吉田町認定地域クラブ活動認定通知書

年 月 日付けで申請のあった吉田町認定地域クラブ活動の認定申請について、「吉田町認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第4条の規定により下記のとおり通知します。

記

1 団 体 名

2 認定期間 年 月 日～ 年 月 日

3 留意事項

（※必要に応じて記載）

様式第 6 号（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

様

吉田町教育委員会

吉田町認定地域クラブ活動不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった、吉田町認定地域クラブ活動の認定申請について、下記理由により認定しないこととしましたので「吉田町認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第 4 条の規定により下記のとおり通知します。

記

- 1 団体名
- 2 不認定の理由

様式第7号(第5条関係)

年 月 日

活動報告書

団 体 名

代表者氏名

活動年月 年 月

日	曜	時 間	場 所	指導員	活動内容
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			

様式第8号（第7条関係）

年 月 日

吉田町教育委員会 様

団 体 名

代表者氏名

吉田町認定地域クラブ活動変更承認申請書

年 月 日付けで吉田町認定地域クラブ活動の認定を受けた（団体名）について、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたため、「吉田町認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第7条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 団 体 名

2 変更事項

3 変更年月日

4 変更内容 (新)
(旧)

5 変更の理由

6. 添付書類

（認定申請時に提出した書類に変更がある場合は添付すること。ただし、参加者名簿は除く。）

様式第9号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

吉田町教育委員会

吉田町認定地域クラブ活動変更承認通知書

年 月 日付けで提出のあった吉田町認定地域クラブ活動変更承認申請書について、「吉田町認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第7条の規定により下記のとおり承認したので通知します。

記

1 変更内容

2 その他

様式第 10 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

吉田町教育委員会

吉田町認定地域クラブ活動変更不承認通知書

年 月 日付けで提出のあった吉田町認定地域クラブ活動変更承認申請書について、「吉田町認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第 7 条の規定により下記理由により承認しないこととしましたので通知します。

記

1 団体名

2 不承認の理由

様式第 1 1 号（第 8 条関係）

年 月 日

吉田町教育委員会 様

団 体 名

代表者氏名

吉田町認定地域クラブ活動休止の届出書

年 月 日付けで吉田町認定地域クラブ活動の認定を受けた（団体名）について、活動を休止するため、「吉田町認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第 8 条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 団体名
- 2 活動休止予定期間
- 3 休止の理由

様式第 1 2 号（第 9 条関係）

年 月 日

吉田町教育委員会 様

団 体 名

代表者氏名

吉田町認定地域クラブ活動認定取消しの申出書

年 月 日付けで吉田町認定地域クラブ活動の認定を受けた（団体名）について、「吉田町認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第 9 条の規定により下記のとおり吉田町認定地域クラブ活動の認定取消しを申し出ます。

記

1 団体名

2 認定取消しの申出の理由

様式第 13 号（第 10 条関係）

第 号
年 月 日

様

吉田町教育委員会

吉田町認定地域クラブ活動認定取消通知書

年 月 日付けで吉田町認定地域クラブ活動として認定した（団体名）について、下記理由により認定を取り消すこととしましたので「吉田町認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第 10 条の規定により通知します。

記

- 1 団体名
- 2 認定取消しの理由

吉田町認定地域クラブ活動事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、吉田町認定地域クラブ活動の認定に関する要綱の定めるところにより吉田町教育委員会が認定した団体（以下「認定団体」という。）に対し、予算の範囲内において吉田町認定地域クラブ活動事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、吉田町補助金交付規則（昭和54年吉田町規則第8号）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「吉田町認定地域クラブ活動事業」とは、認定団体が活動する事業をいう。

(交付の対象等)

第3条 交付の対象等は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 認定団体のうち、補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、吉田町認定地域クラブ活動事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書（様式第2号）
- (2) 補助対象となる経費で実施する事業の内容がわかる書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第5条 町長は、前条による申請書の提出があったときは、これを審査し、当該申請が適当であると認めたときは、補助金の額を決定し、補助金交付決定通知書（規則様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(変更承認申請)

第6条 申請者は、補助金交付の決定を受けた後、次の各号のいずれかに該当する場合は、変更承認申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて、町長に提出し承認を得なければならない。

- (1) 補助対象事業を実施しなくなった場合
- (2) 補助対象事業の活動期間又は経費を変更しようとする場合。ただし、補助対象事業の目的の達成に支障を来すことなく、かつ、事業計画の細部の変更であって、経費の20パーセント以内の減額の場合を除く。

2 町長は、変更承認申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めたときは、変更承認通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、交付の決定のあった日の属する年度の3月15日までに実績報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書(様式第2号)
- (2) 対象経費の支払いを証明する領収書その他証拠書類の写し
- (3) 補助対象となる経費で実施した事業の内容がわかる書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

(交付の確定)

第8条 町長は、実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し補助金交付確定通知書(様式第6号)により当該実績報告書を提出した者に通知するものとする。

(請求の手続)

第9条 前条の規定により補助金交付確定通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、通知書を受領した日から起算して14日を経過した日までに、請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(概算払の請求の手続)

第10条 第5条の決定を受けた申請者は、補助事業の目的を達成するために必要があるときは、交付決定を受けた日以後において、概算払請求書(様式第7号)を提出することにより交付決定額の範囲内において町長に概算払の請求をすることができる。

(決定の取消し)

第11条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

(補助金の返還)

第12条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合、事前に交付された補助金を返還させる事由が生じた場合又は実績額が事前に交付された補助金に及ばなかった場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金返還命令書(様式第8号)に

より、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助金の額
当該年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までの期間に行われる、休日の吉田町認定地域クラブ活動及び平日のみ活動する総合型地域スポーツクラブの活動	吉田町認定地域クラブ活動の認定に関する要綱に基づき吉田町教育委員会が認定した団体	人件費、諸謝金、旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、備品費、消耗品費、借料及び損料、保険料、雑役務費、その他活動の実施に要する経費	20,000 円 × 活動月 又は、補助対象経費の総額から参加費等の収入を控除した額のいずれか低い方の額

様式第 1 号(第 4 条関係)

年 月 日

吉田町長 様

団 体 名

代表者氏名

吉田町認定地域クラブ活動事業費補助金交付申請書

年度において吉田町認定地域クラブ活動事業を実施したいので、補助金を交付されるよう下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 収支予算書（様式第 2 号）
- (2) 補助対象となる経費で実施する事業の内容がわかる書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

様式第2号(第4条、第7条関係)

年度 収支予算(決算)書

団体名 ()

活動月	年 月 ~ 年 月
-----	-----------

収入の部

科目名	金額(円)	摘要
合 計		

支出の部

科目名	金額(円)	摘要
合 計		

以上のとおり報告します。

年 月 日

代表者

会 計

(監 事)

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

吉田町長

様

団 体 名

代表者氏名

変更承認申請書

年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定
を受けた吉田町認定地域クラブ活動事業を下記のとおり変更したいので、承認
されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 変更内容

2 変更の理由

3 交付申請額 円
(当初交付決定額 円)

様式第4号（第6条関係）

第 年 月 日 号

様

吉田町長

変更承認通知書

年 月 日付けで提出のあった変更承認申請書について、下記
のとおり承認したので通知します。

記

1 変更内容

2 変更後交付決定額 円
(既交付済額 円)

3 その他

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

吉田町長 様

団 体 名
代表者氏名

実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた吉田町認定地域クラブ活動事業が完了したので、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 活動期間

2 補助対象事業費 円

3 添付書類

- (1) 収支決算書（様式第2号）
- (2) 領収書等
- (3) 補助対象となる経費で実施した事業の内容がわかる書類

様式第 6 号(第 8 条関係)

第 年 月 日 号

様

吉田町長

補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告を受けた吉田町認定地域クラブ活動事業費補助金の交付について、下記のとおり確定します。

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 円 |
| 3 | 既交付済額 | 円 |

様式第 7 号（第 9 条、第 1 0 条関係）

（概算払）請求書

円

年 月 日付け 第 号により補助金交付の確定
（決定）を受けた吉田町認定地域クラブ活動事業補助金として、上記のとおり
請求します。

交付確定（決定）額	円
概算払済額	円
今回請求額	円

年 月 日

吉田町長 様

所 在 地
団 体 名
代表者氏名
（電 話)

振込先	金融機関名	支店名	口座 種別	口座番号	ふりがな 口座名義人

様式第 8 号（第 1 2 条関係）

第 年 月 日 号

様

吉田町長

補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号をもって通知した吉田町
認定地域クラブ活動事業費補助金について、下記とおり返還を命ずる。

記

1 返還を命ずる額

円

2 返還を命ずる理由

3 返還期限

年 月 日

要保護準要保護就学援助費 事務処理要領

平成 3 0 年 3 月
平成 3 1 年 3 月改訂
令和 2 年 3 月改訂
令和 3 年 3 月改訂
令和 3 年 8 月改訂
令和 4 年 4 月改訂
令和 5 年 4 月改訂
令和 6 年 4 月改訂
令和 6 年 1 0 月改訂
令和 7 年 4 月改訂
令和 8 年 4 月改訂
令和 8 年 6 月改訂
令和 8 年 8 月改訂

吉田町教育委員会

要保護準要保護就学援助費事務処理要領

1 趣旨

この要領は「学校教育法（昭和22年法律第26号）」及び「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励について国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）」に基づいて、吉田町が支給する就学援助費の事務処理について必要な事項をかかげ、事務処理を円滑に図るものとする。

2 受給対象者

吉田町に居住し、公立の小中学校に在籍している児童生徒及び町外に居住し、吉田町立の小中学校に通学が認められた児童生徒の保護者で、次のいずれかの区分により認定された者

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）
- (2) 要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者で、次のいずれかに該当する者（以下「準要保護者」という。）

ア 前年度または当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者

- (ア) 生活保護法に基づく保護の停止または廃止
- (イ) 地方税法第295条第1項に基づく市町村民税の非課税
- (ウ) 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免
- (エ) 地方税法第72条の62に基づく個人の事業税の減免
- (オ) 地方税法第367条に基づく固定資産税の減免
- (カ) 国民年金法第89条および第90条に基づく国民年金の掛金の減免
- (キ) 国民健康保険法第77条に基づく保険料の減免または徴収の猶予
- (ク) 児童扶養手当法第4条に基づく児童扶養手当の支給

イ ア以外の者で、次のいずれかに該当する者

- (ア) 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者または職業安定所登録日雇労働者
- (イ) 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者
- (ウ) P T A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者
- (エ) 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者又は学用品、通学用品等に不自由している者等で、保護者の生活状態がきわめて悪いと認められる者
- (オ) 経済的な理由による欠席日数が多い者

3 支給対象費目、支給対象者及び支給上限額

費目	要	準	内 容	上限額（年額）
学用品費		○	児童生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品（鉛筆、ノート、絵の具、学習用紙等）の購入に係る経費。部活動、自主的な学習において使用する物品は対象外とする。	小学校 11,630 円 中学校 22,730 円
通学用品費		○	児童生徒が通学のため通常必要とする通学用品（通学用靴、雨具、上履き、帽子、制服等）の購入に係る経費。 第1学年の児童生徒で新入学用品費が支給される者には支給しない。	小・中学校 2,270 円
新入学児童生徒学用品費		○	新たに入学する児童生徒が、入学にあたって通常必要とする学用品及び通学用品の購入に係る経費。 入学前又は4月末日現在認定している新入学児童生徒に支給する。	小学校 64,300 円 中学校 81,000 円
修学旅行費	○	○	児童生徒が参加する修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見学科並びに記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、保険料等	小学校 22,690 円 中学校 60,910 円
校外活動費 （宿泊を伴わないもの）		○	児童生徒が学校行事として実施される宿泊を伴わない校外活動に参加するために要する経費のうち、直接必要な交通費及び見学科	小学校 1,600 円 中学校 2,310 円
校外活動費 （宿泊を伴うもの）		○	児童生徒が学校行事として実施される宿泊を伴う校外活動（修学旅行を除く。）に参加するために要する経費のうち、直接必要な交通費、宿泊費及び見学科	小学校 3,690 円 中学校 6,210 円
卒業アルバム代等		○	小学校又は中学校を卒業する児童又は生徒に対して、通常製作する卒業アルバム及び卒業記念写真又はそれらの購入費	小学校 11,000 円 中学校 10,000 円
オンライン学習通信費	○	○	I C Tを通じた教育が、校長若しくは教育委員会が正規の教材として指定するもの又は正規の授業で使用する教材と同等と認められるものにより提供される場合のオンライン学習に必要な通信費（モバイルルーター等の通信機器の購入又はレンタルに係る費用を含む。）	小・中学校 15,000 円
学校給食費		○	学校給食の実施のために保護者から徴収する学校給食費。ただし、給食を停止した場合や休校等により給食費が還付される場合の学校給食費は支給対象外とする。	小学校 257 円×食数 中学校 321 円×食数
医療費	○		学校保健安全法施行令第8条で定められた病気の治療費のうち、本人負担分 (1) トラホーム及び結膜炎 (2) 白せん、かいせん及び膿痂疹 (3) 中耳炎 (4) 慢性副鼻腔炎及びアデノイド (5) う歯 (6) 寄生虫病（虫卵保有を含む。）	小・中学校 実費

よし活クラブ 会費及び保険 料		○	(1) よし活クラブ活動費に必要な加入者会費 (2) よし活クラブ活動に係る保険料	会 費 12,000 円 (月額 1,000 円) 保険料 800 円
-----------------------	--	---	--	---

4 認定手続き

(1) 申請

就学援助を受けようとする児童生徒の保護者は、就学援助費認定申出書（様式第 1 号）を当該児童生徒の就学する学校の校長に提出しなければならない。

なお、前年度から引き続き認定を受けようとする者は、毎年度おおむね 2 月に、新入学児童及び新たに認定を受けようとする新入学生徒の保護者は、4 月の指定する日までに申出を行い、転入学者若しくは年度の中途において援助が必要となった児童生徒の保護者については、その都度申出を行うものとする。

また、翌年度に小学校に入学を予定している就学予定者の保護者又は中学校に入学する児童の保護者（以下「入学予定者」という。）が、新入学児童生徒学用品費の支給を受けようとするときは、教育委員会が指定する期間に申出を行う。

(2) 報告

校長は、就学援助費認定申請書（様式第 2 号）を作成し、教育委員会に報告しなければならない。なお、必要に応じて民生委員の所見を求めることができる。

また、要保護者については、要保護および準要保護児童生徒に対する就学援助費に係る事務処理要領について（昭和 39 年 2 月 3 日文初財第 21 号、以下「事務処理要領」という。）による「要保護および準要保護児童生徒に係る世帯票」（別紙第 1 号様式、以下「世帯票」という。）2 部を併せて作成し、前年度から引き続き認定を受けようとする者は、継続使用することとする。

(3) 認定

準要保護者の認定において、教育委員会は、就学援助費に係る収入額、需要額調書（様式第 3 号）を作成し、要件に該当するか否かを決定する。

なお、認定にあたっては、調書の世帯の合計所得額（社会保険料等控除後の額）／需要額（毎年度通知される特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額）が 1.5 未満の世帯を認定する。ただし、特別の事由がある場合においては、総合的所見により決定する。

要保護者については、学校が作成する世帯票の内容を元に認定を行うため、収入額、需要額調書の作成は行わない。

(4) 通知

教育委員会は、認定結果を就学援助費認定決定通知書（様式第 4 号）により 3 月

末日（ただし、新入学児童及び新たに認定を受けようとする新入学生徒については4月末日、入学予定者については教育委員会が指定する日）までに校長に通知するとともに、保護者に認定結果を通知する。

また、要保護者については、世帯票の1部を校長に送付してその結果を知らせ、1部を認定台帳として教育委員会に保管する。

(5) 支給計画通知書

教育委員会は、認定した児童生徒ごとに支給上限額を決定した後、要保護者については事務処理要領による「就学援助費支給計画通知書」（別紙第2号様式）を、準要保護者については就学援助費支給計画通知書（様式第5号）を作成し、在籍校長へ通知するものとする。

(6) 年度の中途の支給時期

年度の中途に認定をした者（以下「中途認定者」という。）の学用品費、通学用品費及びオンライン通信費の支給上限額は、認定日の属する月の翌月分からの月割りとし、学校給食費は翌月1日以降の食数とする。

5 支給手続き

(1) 支給を行う機関

就学援助費は、学校長を経て保護者に支給するものとし、認定を希望する児童生徒の保護者は、請求及び受領に関する権限を就学援助費認定申請書（様式第2号）への記入により校長に委任するものとする。

学校長から教育委員会へ就学援助費支払依頼書（様式第18号）が提出されたときは、教育委員会が保護者へ支給できるものとする。ただし、学校諸会費等の未納があり、学校から保護者への現金支給が適当であると教育委員会が認めた保護者については、この限りでない。

(2) 額の決定

教育委員会は、4月から6月までの支給分を7月に、7月から11月までの支給分を12月に、12月から3月までの支給分を3月に決定し、就学援助費支給明細書（様式第7号）により校長に通知する。

学校長は保護者に対し、決定した支給額を就学援助費支給通知書（様式第9号）により通知しなければならない。

学校から保護者へ支給する場合、校長は決定された支給額に基づき、就学援助費請求書及び口座振込依頼書（様式第8号）を教育委員会に提出する。

(3) 支給方法

就学援助費の支給は、原則として現金又は口座振込により行うものとする。口座振込により支給する場合には、校長は、保護者に就学援助費認定申請書（様式第2

号) へ、口座情報を記入させるものとする。

(4) 支給事務の流れ

ア 学用品費・通学用品費・新入学児童生徒学用品費

教育委員会は、学用品費・通学用品費について、上限額を年3回に分けて支給する。中途認定者、年度の中途において転出、認定取消又は認定を辞退した者については、認定日または事由が発生した日が属する月に応じて月割り計算された上限額を支給する。

新入学児童生徒学用品費については、入学前又は当該年度の4月末日現在認定している新入学児童生徒について支給し、中途認定された者については支給対象外とする。

イ 修学旅行費

校長は、修学旅行を実施した場合には、速やかに就学援助費に係る修学旅行実施報告書(様式第11号)に実施計画書、支出を明らかにする書類(請求書、精算書、領収書等の写し)及び参加者名簿を添付して教育委員会に提出しなければならない。学級別行動で必要となる経費については、学級ごとの所要経費別明細書を添付すること。

なお、中途認定者にあつては、認定日以降に参加した修学旅行に係る経費を対象とする。

ウ 校外活動費

校長は、校外活動を実施した場合には、速やかに就学援助費に係る校外活動実施報告書(様式第12号)に実施計画書、支出を明らかにする書類(請求書、精算書、領収書等の写し)及び参加者名簿を添付して教育委員会に提出しなければならない。

なお、中途認定者にあつては、認定日以降に参加した校外活動に係る経費を対象とする。

エ 卒業アルバム代等

校長は、保護者からの徴収金により学校で購入した卒業アルバム代等の領収書等を教育委員会に提出しなければならない。

教育委員会は、領収書等により支給する額を決定する。この場合において、領収書等の額が支給上限額を超える場合は、支給上限額を支給し、領収書等の額が支給上限額に満たない場合は、領収書等の額を支給する。

オ オンライン学習通信費

保護者は、オンライン学習を行うに当たって支払った通信費及び購入したモバイルルーター等の領収書を提出する。

教育委員会は、領収書により支給する額を決定する。この場合において、領収書

の額が支給上限額を超える場合は、支給上限額を支給し、領収書の額が支給上限額に満たない場合は、実費額を支給する。

中途認定者については、認定日の属する月の翌月以降に保護者が負担した経費を対象とする。

なお、年度の中途において転出、認定取消又は認定を辞退した者については、転出日、認定取消又は辞退することとなった事由が発生した日までに負担した経費を対象とする。

カ 学校給食費

校長は、6月、11月及び3月までの食数決定後、就学援助費に係る学校給食実施報告書（様式第13号）を作成し、教育委員会に提出しなければならない。

なお、中途認定者にあつては、認定日の属する月の翌月1日以降に保護者が負担した経費を対象とする。

キ 医療費

校長は、医療費支給の対象となる児童生徒について、就学援助費に係る医療費援助の医療券交付申請書（様式第14号）を作成し、教育委員会に報告する。

教育委員会は交付申請を受け、医療券（様式第15号）を発行し、校長を通じて保護者へ交付する。

保護者は、医療券を医療機関に提出し、治療終了後、医療機関から請求書を受領し、校長を通じて教育委員会へ提出する。

教育委員会は、医療機関からの請求を受け、直接医療機関へ支払を行う。

ク よし活クラブ会費及び保険料

保護者は、支払ったよし活クラブ会費及び保険料の領収書等を提出する。

教育委員会は、領収書等により支給する額を決定する。この場合において、領収書等の額が支給上限額を超える場合は、支給上限額を支給し、領収書等の額が支給上限額に満たない場合は、領収書等の額を支給する。

6 異動

(1) 異動報告

校長は、要保護者及び準要保護者に年度の中途において下記の事由が生じたときは、異動報告書（様式第16号）を教育委員会に提出するものとする。

ア 町内及び町外に転校したとき

イ 死亡したとき

ウ 出席状況が極度に不良（行方不明等）で、援助の必要を認めないとき

エ 住所、保護者及び児童等の身上に異動を生じたとき

なお、教育委員会は、要保護者が町内間で転校するときは、転校前の学校で保管

する世帯票を回収し、その児童の転校先の校長に送付するものとする。

(2) 認定の取消し

教育委員会は、要保護者及び準要保護者が認定要件に該当しなくなったとき又は虚偽その他不正の申請をしたときは、その認定を取り消すことができる。

(3) 辞退

保護者は、生活状態の好転等により援助を必要としなくなったときは校長に辞退届（様式第17号）を提出し、認定の辞退をすることができる。校長は、保護者から辞退の申出があった場合、速やかに教育委員会に報告するものとする。

(4) 認定の再審査

教育委員会は、年度の中途において保護者の婚姻、別居の解消等の事由により、世帯の収入状態が大きく変更したことが見込まれる場合は、校長を通じて保護者から再度就学援助費認定申出書及び必要書類を徴取し、再審査を行うものとする。

(5) 年度の中途の認定取り消し

年度の中途において転出、認定取消又は認定を辞退した者の学用品費、通学用品費の支給上限額は、事由が発生した日の属する月までの月割りとし、学校給食費は、事由が発生した日までの実食した回数で計算する。

7 留意事項

(1) 就学援助費の支給にあたっては、教育的な配慮をし、卑屈な思いをさせないよう十分気をつけること。

(2) 就学援助費の支給にあたっては、児童生徒及びその保護者が当該援助費を生活費等目的外に使用しないよう特に指導すること。

8 その他

この要領に定めるもののほか、事務処理については、事務処理要領及び文部科学省通達による。

附 則

この要領は、公布の日から施行し、平成30年度分から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年8月1日から施行する。

就学援助費認定申出書

年度就学援助費の支給を受けたいので下記により申し込みます。

住所						年 月 日		
保護者名						連絡先 電話番号	自宅	
						携帯		
援助費 生徒 当 児	在籍校・学年		氏名		在籍校・学年		氏名	
	学校	年			学校	年		
	学校	年			学校	年		
家族 の 年 状 況 (月 末 日 現 在)	氏名	性別	続柄	生年月日	年齢	職業(勤務先名・学校名)	収入(月額)	病気・障害
			本人 (保護者)				円	有・無
							円	有・無
							円	有・無
							円	有・無
							円	有・無
							円	有・無
							円	有・無
							円	有・無
住居の状況		1 持家 2 賃貸住宅(家賃月額 円) 3 親族の持家に同居						
収入 (給 料 以 外 の 年 額)	児童扶養手当	円			老齢年金	円		
	児童手当	円			遺族年金	円		
	父親等からの 養育費	円			その他の年金	円		
	祖父母親族等 からの援助	円			その他 ()	円		
家庭 状 況	前年度または当該年度において、適用を受けている項目の□に✓を記入してください。 ☐ 生活保護を受けている。または生活保護法に基づく保護の停止または廃止を受けた。 ☐ 地方税法に基づく市町村民税が非課税である。 ☐ 地方税法に基づく市町村民税の減免、個人の事業税の減免、固定資産税の減免を受けた。 ☐ 国民年金法に基づく国民年金の掛金の減免を受けた。 ☐ 国民健康保険法に基づく保険料の減免または徴収の猶予を受けた。 ☐ 児童扶養手当法第4条に基づく児童扶養手当の支給を受けた。 ☐ 保護者が日雇労働者または職業安定所登録日雇労働者である。 ☐ 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪い。 ☐ PTA会費、学級費等の学校納付金の減免を受けており、生活状態が悪い。 ☐ 経済的理由による欠席日数が多い。							
援助 を 受 け た い 理 由	※詳しく、具体的に記入してください。							
申請にあたり、吉田町教育委員会が私及び家族や同居人の所得課税内容、及び住民記録情報について調査することに同意します。また、就学援助費に係る給与の請求及び受領に関する一切の権限について、児童生徒在籍校の校長に委任します。 保護者名 _____								

※裏面もあります。

(裏面)

保護者が無収入の場合、どのように生活しているか具体的に記入してください。

① 1月あたりに必要な経費は、どの程度の金額ですか。

② ①の金額は、どのように工面していますか。

援助を受けたい理由(表面に書ききれない場合は、こちらに記入してください)

本申請が認定された場合、就学援助費に係る一切の費用について、下記金融機関へ振込み願います。

振込先金融機関名	銀行 労金	信金 農協	支店 支所
預金種目及び口座番号	普通 当座	口座番号	
ふりがな 口座名義人			

【申請にあたっての注意事項】

- ・記入した内容に虚偽があった場合、認定取消となることがあります。
- ・ボールペン、万年筆で記入してください。(鉛筆、消えるボールペンは不可)
- ・世帯分離している場合も、同居人全てについて記入してください。

第 号
年 月 日

様

学校名
校長

年度 就学援助費認定申請書

このことについて、下記の者から就学援助費認定申出書が提出されたので、認定申請します。

記

要・準	学年	児童生徒名	保護者名	住所	校長の意見	備考

(注) 1. 要保護者と準要保護者は、別葉により報告すること。
2. 学年は、翌年度の学年を記入すること。(中途認定については、現年度の学年を記入する。)

年度就学援助費にかかる収入額・需要額調書

(整理番号) No.

保護者等（申請者）氏名			住所		児童・生徒氏名			第1類における通減率	学校名・学年				
世帯の収入状況			世帯の状況（年12月末日現在）				需 要 額 等						
			収入のある世帯員氏名	生年月日（満年齢）	続柄	個人別総所得額（給与所得又は公的年金所得の有無）	教 育 扶 助 基 準			生 活 扶 助 基 準			
							通学費	学校給食費	基準額	第1類	期末一時扶助額	障害者/母子加算額	第2類
所得 控 除 前 の	総所得金額☆	円		年 月 日 (才)		□給与所得有 □公的年金有				円	円		g（基準額）
	児童扶養手当	円		年 月 日 (才)		□給与所得有 □公的年金有							円
	その他（養育費等）	円		年 月 日 (才)		□給与所得有 □公的年金有							h（地区別冬季加算額）
	計	A 円		年 月 日 (才)		□給与所得有 □公的年金有							i 生活扶助基準計 (d×通減率、e～hの合計)
所得 控 除	雑損控除	円	収入のない世帯員氏名	生年月日（満年齢）	続柄	在学学校名・学年							円
	社会保険料	円		年 月 日 (才)			円	円	円	円	円		j 住宅扶助基準
	小規模企業共済等掛金控除	円		年 月 日 (才)									円
	生命保険料	円		年 月 日 (才)									k 需要額 (a～c、i、jの合計)
	地震保険料	円		年 月 日 (才)									円
	ひとり親又は寡婦控除の額※保護者等のみ	円		年 月 日 (才)									収 入 額 需 要 額
	計	B 円		年 月 日 (才)									D = k
所得額（A－B）		C 円		年 月 日 (才)									
収入額（C×1/12）		D 円	合 計				a	b	c	d	e	f	
特記事項													

様式第4号

第 号
年 月 日

校長 様

吉田町教育委員会 ㊟

年度 就学援助費認定決定通知書

このことについて、下記のとおり決定します。

記

要・準	学年	児童・生徒名	保護者名	住所	認否	備考

様式第5号

校長 様

吉 田 町 教 育 委 員 会

年度 就学援助費支給計画通知書

	学年	氏 名	学 用 品 費				通学用品費 (新1学年を除く)				新 入 学 学用品費	修 学 旅 行 費	校外活動費	校外活動費	卒業 アルバム代等	オンライン 学習通信費	学 校 給 食 費				よし活 クラブ 会費及び 保険料	合 計	備 考
			1学期	2学期	3学期	計	1学期	2学期	3学期	計			(宿泊なし)	(宿泊あり)			1学期	2学期	3学期	計			
1																							
2																							
3																							
4																							
5																							
6																							
7																							
8																							
9																							
10																							
	合 計																						

年度 就学援助費支給明細書
(学期分)

学校名：		学校												
	学年	氏名	学用品費	通学用品費	新入学 学用品費	修学旅行費	校外活動費 (泊なし)	校外活動費 (泊あり)	卒業アルバ ム代等	オンライン 学習通信費	学校給食費	よし活クラ ブ会費及び 保険料	計	備考
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
21														
22														
23														
24														
25														
26														
27														
28														
29														
30														
計														

様式第 8 号

年度 就学援助費
請求書及び口座振込依頼書 (学期分)

年度要保護・準要保護就学援助費を次のとおり請求します。

	学年	氏名	学用品費	通学用品費	新入学 学用品費	修学旅行費	校外活動費 (泊なし)	校外活動費 (泊あり)	卒業アルバ ム代等	オンライン 学習通信費	学校給食費	よし活クラ ブ会費及び 保険料	計	備考
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
21														
22														
23														
24														
25														
26														
27														
28														
29														
30														
計														

吉田町長 様
年 月 日

請求者住所 校長 ㊟
請求者

○振込先

金融機関名		支店名	支店
口座種別	普通・当座	口座番号	
ふりがな			
口座名義人			

様式第13号

年 月分学校給食実施報告書

[illegible]

※欠食した日に「欠」を記入してください。

吉田町教育委員会 様

学校名

校長

異 動 報 告 書

就学援助費認定児童生徒の異動について、次のとおり報告します。

1

学年及び氏名	年	
異 動 年 月 日	年 月 日	
異 動 理 由		
異 動 事 項		

2

学年及び氏名	年	
異 動 年 月 日	年 月 日	
異 動 理 由		
異 動 事 項		

3

学年及び氏名	年	
異 動 年 月 日	年 月 日	
異 動 理 由		
異 動 事 項		

4

学年及び氏名	年	
異 動 年 月 日	年 月 日	
異 動 理 由		
異 動 事 項		

- ※ 1. 異動理由欄には、学区内転居、町外転出、経済状況好転、改姓、卒業等を記入すること。
 2. 異動事項欄には、具体的に転出先住所、学校名又は家庭状況等を記入すること。
 3. 町民課発行の児童生徒異動通知書の写しを添付すること。

様式第18号

就学援助費支払依頼書

保護者から受領委任を受けた 年度就学援助費に係る支払いについて、吉田町
教育委員会に依頼します。

年 月 日

学校名

校長

吉田町部活動ガイドライン

平成 30 年 10 月 策定
(令和 2 年 5 月 1 日 改正)

吉田町教育委員会

目 次

1	部活動の位置付け	P (1)
2	部活動の意義・目的	P (1)
3	適切な運営のための体制整備	P (1)
	(1) 中学校における部活動に係る方針の策定	P (1)
	(2) 活動計画・実績報告	P (1)
	(3) 活動の指導	P (2)
	(4) 部活動指導員の活用	P (2)
	(5) 適正な指導者の配置と部活動の設置	P (2)
4	適切な指導の実施	P (3)
	(1) 安全指導の充実	P (3)
	(2) 効果的な指導	P (3)
5	指導力の向上のために	P (4)
	(1) 科学的・合理的な指導内容、指導方法の習得	P (4)
	(2) 部活動のマネジメント力やその他多様な指導力の習得	P (5)
6	教育委員会の取組	P (5)
	(1) ガイドラインの検証について	P (5)
	(2) 安全な部活動の実施に向けて	P (5)
	(3) 諸課題への取組	P (5)

1 部活動の位置づけ

部活動は、学校教育の中で果たす意義や役割を踏まえ、中学校学習指導要領（平成29年3月告示）では、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携など運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。」と位置付けられている。

したがって、部活動は、本記述を拠り所としながら、本町の教育理念や学校の教育目標及び指針に則った運営・指導を行い、教育効果を高める活動として実施されなければならない。

2 部活動の意義・目的

部活動は、心身の成長が著しい時期にある生徒が、自らの興味や関心等を深く追求し、それぞれの個性や能力を主体的な取組によって伸長したり、学年や学級の枠を超えて、仲間と切磋琢磨しながら、励ましたり、協力したりする中で、社会性や人間性を育むという人間形成に資するものである。

また、部活動は、中学校3年間だけでなく、生涯にわたってスポーツや文化に親しんだり、楽しんだりすることができる資質・能力の育成を目指して行われる側面も大きい。そのため、日常の練習において、大会やコンクール等の結果のみを目標にするのではなく、それに向けた一人ひとりの日々の取組に目を向けた丁寧な指導が大切である。

3 適切な運営のための体制整備

(1) 中学校における部活動に係る方針の策定

本ガイドラインに則り、校長は学校の教育活動との関連を考慮し、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、保護者会で説明したり、学校のホームページへ掲載したりすることにより公表・周知をするとともに、その運用を徹底する。

(2) 活動計画・実績報告

校長は、部活動顧問に対し、本ガイドライン及び学校が作成する「学校の部活動に係る活動方針」に則り、当該部活動顧問が担当する部活動の指導方針や年間の活動計画（活動日、休養日及び大会参加日等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日時等）など、部活動の予定及び実施状況が分かる書類を作成、及び提出を求め、必要に応じて適切な指導を行う。なお、部活動顧問が部活動の予定を作成するに当たっては、生徒の多様なニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重して設定をすることが大切である。ま

た、毎月の計画や大会・コンクール等の開催予定などは、事前に生徒・保護者に伝えるなどして、円滑な運営ができるようにする。

(3) 適正な活動の実施及び指導

校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認により、本ガイドライン及び学校が定める「学校の部活動に係る活動方針」に反するなど、適切な指導が行われていないと認められる場合には、当該部活動の顧問に対し活動を見直すような必要な指導を行う。また、半期毎の実績報告をまとめ教育委員会に提出する。

(4) 部活動指導員の活用

学校は、予算や教員の配置状況など、学校の部活動の運営体制を踏まえ、教育委員会と相談の上、学校教育法施行規則第78条の2に規定する部活動指導員を配置することができる。また、その職務は、「吉田町部活動指導員の任用に係る事務取扱要領」に示すとおりであり、学校は当該要領に則って部活動指導員を学校職員として、校務分掌に位置づける必要がある。

学校は、生徒が安全で充実した部活動指導が受けられるとともに、顧問教員の負担軽減が図られるよう、顧問教員や管理職と部活動指導員との細やかな情報共有や連絡、相談連携を図ることができる体制を整備する。

なお、部活動指導員の役割や勤務形態については、学校内だけでなく、保護者に周知し理解を得ることも重要である。

(5) 適正な指導者の配置と部活動の設置

校長は、生徒の興味・関心や、生徒や教員の人数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実を図る。また、生徒の安全の確保や教員の長時間勤務の解消の観点から、円滑に部活動が実施できるよう、適正な指導者の配置と適正な数の部活動を設置する。

4 適切な指導の実施

部活動指導に当たっては、生徒の安全確保に十分配慮し、短時間であっても効果的、効率的な指導を行うことができるようにする。特に、以下の点に留意することが重要である。

(1) 安全指導の充実

ア 成長期の生徒の心身の健康管理

スポーツ医・科学の見地から、部活動の練習効果を得るためには、休養を適切に取ることの必要性や、過度の練習が成長期の生徒のスポーツ障害（怪我のリスクが高くなること等）、バーンアウト（燃え尽き症候群）につながったりすることを理解する。また、女子生徒への指導においては、成長期における体と心の状態に関する知識を得た上で指導を行う必要がある。

イ 事故の防止

生徒は一人ひとり発達段階や体力及び技術等の習得状況が異なることから、事前・事後の健康チェックや活動中の健康観察を行い、日々の状況から

見て取れる一人ひとりの状態や、当日の体調などに照らし、無理のない練習となるよう配慮する。特に、十分に活動に慣れていない1年生や、定期考査中及び長期休業日後の活動については注意する必要がある。

また、気象状況による危機管理や熱中症、活動中の事故等を未然に防止したり、事故が起こった場合の対処の仕方を身に付けたりすること並びに緊急時の対応に必要な体制の確立を図ることが大切である。

ウ 体罰・暴言・ハラスメントの根絶

指導に当たっては、体罰はもとより、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり、否定したりするような発言や行為は許されない。体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識を部活動に関わる全ての指導者がもち、それらを行わないようにするための取組を機会あるごとに行うことが必要である。

また、保護者等も同様の認識をもつことが重要であり、校長や顧問教員が積極的に説明し、理解を得られるよう努める。

エ 施設・設備・用具の安全点検の実施

施設・設備・用具の定期的な安全点検を実施し、常に安全を確保する。また、生徒自身が、自ら積極的に自分や他人の安全を確保できるよう、安全に関する知識や技能が身に付く指導に心掛ける。

(2) 効果的な指導

ア 自主的・自発的な活動の実践

指導者からの一方的な指導だけではなく、個々の生徒が、自分の目標や課題、部活動内での役割など自ら考え設定し、その達成、解決に向けて、実践につなげられるような活動とする。

イ 特別支援教育の視点を生かした指導

学校には多様な特性のある生徒がいることを十分に理解し、生徒の困難さにも配慮した指導を行う。

ウ 短時間で効果的な指導の実践

それぞれの競技種目や活動の特性を踏まえた科学的、合理的な内容、指導方法による実効性のある指導を積極的に取り入れ、生徒が短時間に集中して取り組めるようにする。

エ 適切な休養日及び活動日、活動時間

成長期の生徒が、運動、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点から、ジュニア期における活動時間に関する研究及び顧問教員の多忙化解消の観点を踏まえ、以下に基準を設定する。

(ア) 週当たりの休養日

- ・平日に少なくとも2日は休養日とする。
- ・週休日は、少なくとも1日以上は休養日とする。

- ・ 週休日等に大会参加等で休養日を設けることができなかった場合は、他の日に振り替えることとする。

(イ) 長期休業中の休養日

- ・ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができ、家庭や地域で過ごす機会を確保できるよう、休養日（週休日等及び長期休業日）の内、夏季休業中には一定期間のまとまった休養期間（オフシーズン）を設ける。特別の事情がない限り、学校閉庁日の期間をこれに充てることが望ましい。

(ウ) 活動時間

1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。試合期や長期休業中など、まとまった練習等の時間が必要となる場合には、校長の許可を得るとともに活動に当たって、超過した日数や時間については、他の日に振り替えるなど、生徒や顧問教師の過度の負担にならないよう十分に配慮し、計画的に実施する。

(エ) 始業前等の活動

始業前の練習等の活動については、生徒の健康・安全に加えて家庭への負担がかかることから、原則行わないものとする。ただし、顧問教員から申し出があった場合で、学校の活動施設や活動時間に課題があるなどの特段の事情があり、かつ、生徒や教員の過度な負担にならないと認められる場合には、事前に保護者の同意を得て、校長が期間や日時を定めて許可することができる。

(オ) 大会等の精選

終日実施される大会や校外練習試合及びイベント等の参加においては、生徒の健康及び定期考査や学校行事等の日程を考慮し、精査を図る。また、長時間にわたっての拘束や交通費等における家庭の経済的負担にも配慮する。

(カ) 学校行事や地域の行事等を踏まえた活動日及び活動時間の設定

部活動を行うに当たっては、学校における教育活動に支障のない範囲で行うとともに、生徒の防災訓練など町や地域の行事への参加についても配慮すること。

5 指導力の向上のために

(1) 科学的・合理的な指導内容や指導方法の習得

指導者は、効果的な指導に向けて、自身のこれまでの実践、経験に頼るだけでなく、指導内容や方法に関して、研究機関や優れた指導者の研究により、

理論付けされたものや科学的根拠が得られたもの、新たに開発されたものなどを積極的に習得し、指導において活用することが求められる。

種目別指導者研修や競技スポーツの国内総括団体が作成する運動部における合理的かつ効率的・効果的な活動のための手引書などを活用し、各競技種目の特性を踏まえた合理的かつ効率的・効果的な活動を実施し、技能や記録の向上を図る。

(2) 部活動のマネジメント力やその他多様な指導力の習得

部活動の指導者は、部活動が総合的な人間形成の場となるように、発達段階における身体的、精神的な変化や心理、生理、栄養、部のマネジメント、コミュニケーション、リーダー育成等に関する幅広い知識や技能を継続的に習得し、指導力を向上させていくことが望まれる。

6 教育委員会の取組

(1) ガイドラインの検証について

教育委員会は、本ガイドラインに基づいた学校からの半期ごとの実績報告に基づき、学校の部活動が本ガイドラインに基づき適切に行われているかを確認する。確認の上、適切に行われていないと認められるときは、教育委員会は活動日時や内容の見直しを求めるなど、必要な指導を行う。

また、本ガイドラインは、国や県の動向や学校の実態等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

(2) 安全な部活動の実施に向けて

部活動は熱中症や頭頸部外傷など、命に係わる重大事故につながる場合も考えられる。したがって、こうした事故の予防や事故が実際起こってしまった際の、応急手当の習得などについて、専門医を講師に招聘し、研修会を開催するなど、教員が自信をもって安全に指導に当たれる体制を整備する。

(3) 諸課題への取組

ア 部活動指導員の任用

(ア) 部活動指導員を積極的に任用し、学校の実情を踏まえて配置する。

(イ) 部活動指導員の資質向上のための研修を行う。

イ 指導力向上

体育学やスポーツ学分野に関しての講師を招聘し、生徒、顧問教員、外部指導員を対象に、スポーツを安全に楽しむための基礎知識やコーディネーショントレーニング、コミュニケーション、栄養学などの講習を実施するなど、スポーツリーダーの育成を目的とした「吉田ジュニアスポーツ講習会」(仮称)を長期休業中に実施する。



吉田町認定地域クラブ(よし活クラブ)運営マニュアル

令和 8 年 2 月 初版発行

令和 8 年 8 月 第 1 回改訂版

(発行) 吉田町教育委員会

(編集) 学校教育課

〒421-0395 静岡県榛原郡吉田町住吉 87 番地

TEL 0548-33-2151

Fax 0548-33-2155